

平成 29 年 1 月 30 日

各 位

会 社 名 E R I ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 増 田 明 世
(コード番号：6083 東証第一部)
問 合 せ 先 広報 I R グループ長 吉川 到
(TEL. 03 - 5770 - 1520)

当社子会社に対する訴訟（控訴審）の判決に関するお知らせ

当社が平成 28 年 7 月 4 日付「当社子会社に対する訴訟（控訴）の提起に関するお知らせ」で開示いたしました、当社子会社である日本 E R I 株式会社（以下「日本 E R I」と言います。）が医療法人ワカサ会（以下「ワカサ会」と言います。）から提起された訴訟（以下「本件訴訟」と言います。）に関し、平成 29 年 1 月 27 日付（判決書の送達を受けた日：平成 29 年 1 月 30 日）にて判決の言い渡しを受けましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

(1) 裁 判 所 : 広島高等裁判所

(2) 判 決 年 月 日 : 平成 29 年 1 月 27 日

(日本 E R I が判決書の送達を受けた日：平成 29 年 1 月 30 日)

2. 本件訴訟の当事者の概要

(1) 子会社（被告・被控訴人）の概要

①名 称 : 日本 E R I 株式会社

②所 在 地 : 東京都港区赤坂八丁目 5 番 26 号

③代表者の役職・氏名 : 代表取締役 馬野 俊彦

(2) 相手方（原告・控訴人）の概要

①名 称 : 医療法人ワカサ会

②所 在 地 : 広島県広島市東区東山町 15 番 1 号

③代表者の役職・氏名 : 理事長 若佐 直定

3. 判決に至るまでの経緯

本件訴訟は、ワカサ会が広島市西区に開業を予定していた介護老人保健施設について、構造上の基本的安全性を欠くため建て替えが必要になった等として、平成 22 年 6 月 22 日付で日本 E R I 他、当該施設の設計・監理会社及び建設会社を被告として損害賠償を求めて提起していたもので、第一審広島地方裁判所は平成 28 年 3 月 30 日付で、日本 E R I に対する請求を全て棄却いたしました。

ワカサ会は、当該判決を不服として平成28年4月11日付（日本E R Iが控訴状の送達を受けた日：平成28年7月4日）で、日本E R Iに対し金20億3,921万6,822円等の支払いを求め、広島高等裁判所に控訴していたものです。

4. 判決の内容

日本E R Iに対する判決は以下のとおりであり、同社の主張が全面的に認められました。

- (1) 本件控訴を棄却する。
- (2) 控訴費用は控訴人の負担とする。

5. 今後の見通し

本判決による当社連結業績への影響はございません。今後、本件訴訟に関して開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上